

■■■ 所得税、市・県民税 合同申告会場 ■■■

◆と き 2月18日(月)～3月15日(金)
午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。

※会場の混雑状況によっては終了時間前に受付を締め切ることがありますので、午後4時ごろまでにご来場ください。



◆ところ ゆめドームうえの 第2競技場

※申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。



の申告 期間内にお早めに！

◆会場までの無料送迎バスについて

本庁舎、各支所、各地区市民センター（上野地区）から、「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。

■伊賀市役所（市営上野公園駐車場前）⇔ ゆめドームうえの

運行日	伊賀市役所発時刻	ゆめドームうえの発時刻
2月19日(火)・21日(木) 26日(火)・28日(木)	9:00 10:00 11:00 13:00	9:30 10:30 11:30 13:30
3月5日(火)・7日(木) 12日(火)・14日(木)	14:00 15:00	14:30 16:15

■地区市民センター・各支所 ⇔ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
地区市民センター	支所	
神戸・比叡岐・依那古	青山支所	2月19日(火)・3月1日(金)・7日(木)・13日(水)
府中・中瀬	阿山支所	2月21日(木)・27日(水)・3月5日(火)・15日(金)
友生	伊賀・大山田支所	2月22日(金)・27日(水)・3月6日(水)・14日(木)
長田・小田	島ヶ原支所	2月20日(水)・28日(木)・3月8日(金)
きじが台・古山・猪田	—	2月20日(水)・3月1日(金)・12日(火)
諏訪・新居・三田	—	2月22日(金)・3月6日(水)・15日(金)
花垣・花之木・久米	—	2月26日(火)・3月8日(金)・13日(水)

【注意事項】

- ①地区市民センター・各支所と、「ゆめドームうえの」間の送迎バスについては、場所により発着時刻が異なります。時刻表は各地区市民センターと各支所振興課にありますので、お問い合わせください。
- ②バスは交通事情その他諸般の事情により、運休または発着時刻が若干遅れる場合がありますのでご了承ください。

◆市・県民税申告会場

開催日	会場
2月13日(水)・14日(木)	あやま文化センター 会議・工作室
2月20日(水)・21日(木)	島ヶ原支所 2階会議室
2月27日(水)・28日(木)	大山田農村環境改善センター 多目的ホール
3月6日(水)・7日(木)	いがまち保健福祉センター 研修室
3月13日(水)・14日(木)	青山福祉センター 教養娯楽室2

●受付時間：午前8時30分 ●相談時間：午前9時30分～正午、午後1時～4時

※定員になり次第、受付を締め切ります。

※会場は、かなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告をする人は、合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用いただきますようお願いいたします。

平成24年分所得税の確定申告と、平成25年度市・県民税の申告について、上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申告会場を設けています。お早めに申告してください。
※「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所本庁・各支所窓口」は、申告会場ではありませんのでご注意ください。

◆ 申告が必要な人は？ 申告が必要な人は、おおむね次のとおりです。

■ 所得税の確定申告が必要な人

- ① 事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成 24 年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
 - ② 給与所得者で
 - 給与の年収が 2,000 万円を超える場合
 - 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える場合
 - ③ 複数の事業所から給与を受けている人で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える場合
- ※ 確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

■ 市・県民税の申告が必要な人

- 1 月 1 日現在、伊賀市に居住する人で、次のいずれかに該当する場合、申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をする人は申告の必要がありません。
- ① 平成 24 年中に給与・公的年金以外の所得があった場合
 - ② 給与所得者で
 - 勤務先から給与支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - 給与所得以外の所得があった場合
 - ③ 公的年金所得者で
 - 支払者から公的年金等支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - 公的年金等以外の所得があった場合
 - ④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする場合
 - ⑤ 伊賀市以外の市町村に居住する人の扶養になっている場合

＜市・県民税の申告が必要かどうかわからない人は、こちらでチェック！＞

平成 25 年 1 月 1 日現在伊賀市に	住民票のある人	平成 24 年中に所得があった人	所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	申告不要
			所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から未提出の人	申告必要
		所得が公的年金のみの人	給与を 2 力所以上から受けた人	申告必要	
			公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	申告不要	
			上記の人のうち社会保険料控除などを受け取る人	申告必要	
	住民票のない人	平成 24 年中に所得がなかった人	公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	申告必要	
			営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	申告必要	
			医療費控除などを受けようとする人	申告必要	
			伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	申告不要	
			伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	申告必要	
		伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人 ※ 所定期間に申告書を送付します。	申告必要		

◆ 申告に必要なもの

- ① 印鑑・筆記用具
- ② 申告書（税務署または市役所から送付されている人）
- ③ 平成 24 年中の所得を明らかにできる書類
 - 給与・報酬・賃金・年金がある人は源泉徴収票または支払調書（いずれも原本）
 - 営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書（事前に作成しておくこと）
 - 配当・一時・雑所得などの所得がある人はその所得を証明する書類
- ④ 控除を受けるために必要な証明書など
 - 国民年金保険料の控除証明書または領収書
 - 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書または証明書（年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。）

- 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの領収書または証明書
- 医療費控除を受け取る人は、支払った医療費の領収書（あらかじめ支払金額を計算しておくこと）
- そのほか、受けようとする控除の必要書類または証明書類
- ⑤ 所得税の還付申告をする人は預貯金口座情報のわかるもの

※ 上記以外に、申告内容によってはほかの書類などが必要になる場合があります。

※ 昨年のご自身の申告書の控え、申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズに行えます。

■平成24年分所得税、市・県民税の主な改正事項

< 1 > 生命保険料控除制度の改正

生命保険料控除が改組され、次の①から③までによる各保険料控除の合計適用限度額が、所得税は120,000円、市・県民税は70,000円（従前のまま）となりました。

①新契約平成24年1月1日以後に締結した保険契約などに対する控除

＜イ＞ 平成24年1月1日以後に生命保険会社または損害保険会社などと締結した保険契約など（以下「新契約」）のうち、介護（費用）保障または医療（費用）保障を内容とする主契約または特約に対する支払保険料などについて、介護医療保険料控除が設けられました。

…適用限度額 ①：40,000円、②：28,000円

＜ロ＞ 新契約に対する一般生命保険料控除や個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ ①：40,000円、②：28,000円とされました。

＜ハ＞ 上のイ・ロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりです。

◆所得税

年間の支払保険料など	控除額
20,000円以下	支払保険料などの全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料など×1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料など×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

◆市・県民税

年間の支払保険料など	控除額
12,000円以下	支払保険料などの全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料など×1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料など×1/4 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

＜ニ＞ 新契約については、主契約または特約それぞれの保障内容に応じ、その保険契約などについての支払保険料などを各保険控除に適用することになりました。

（①：所得税 ②：市・県民税控除額）

②旧契約平成23年12月31日以前に締結した保険契約などに対する控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社または損害保険会社などと締結した保険契約など（以下「旧契約」）については、従前の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 ①：50,000円、②：35,000円）が適用されます。

控除額の計算は次のとおりです。

◆所得税

年間の支払保険料など	控除額
25,000円以下	支払保険料などの全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料など×1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料など×1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

◆市・県民税

年間の支払保険料など	控除額
15,000円以下	支払保険料などの全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料など×1/2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料など×1/4 + 17,500円
70,000円超	一律35,000円

③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記①ロ・②にかかわらず、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限 ①：40,000円、②：28,000円）とされました。

＜イ＞ 新契約の支払保険料などは、上記①ハの計算式により計算した金額

＜ロ＞ 旧契約の支払保険料などは、上記②の計算式により計算した金額

< 2 > 退職所得についての個人住民税の算出方法の変更

平成25年1月1日以後に支払われる退職所得に対する市・県民税から、次のとおり変更になります。

①退職所得に対して市・県民税額を算出する際に、10%の税額控除が廃止されます。

②役員などで勤続年数が5年以下の人に対する退職所得の所得金額を算出する際に、所得金額を2分の1にする措置が廃止されます。

※役員などとは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員をいいます。

< 3 > 認定 NPO 法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例及び認定 NPO 法人寄附金特別控除の改正 (所得税)

認定 NPO 法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例と、認定 NPO 法人寄附金特別控除 (措法 41 の 18 の 2) について、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 70 号) が施行されました。これに伴い、都道府県知事または指定都市の長が行う

新たな認定制度による認定を受けた NPO 法人または仮認定を受けた NPO 法人に、その認定または仮認定の有効期間内に支出した寄附金がこれらの特例の対象となることとされました。

< 4 > 住宅税制の改正 (所得税)

①住宅借入金等特別控除について、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、認定低炭素住宅 (住宅の用に供する同法に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のもの) の、新築または建築後使用されたことのない認定低炭素住宅を取得して、平成 24 年または平成 25 年に住居として用いた場合に

おける住宅借入金などの年末残高の限度額と控除率が、次のとおりとなりました。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成 24 年	10 年間	4,000 万円	1.0%
平成 25 年	10 年間	3,000 万円	1.0%

②認定長期優良住宅新築等特別税額控除について、税額控除限度額が 50 万円 (改正前：100 万円) に引

き下げられた上、その適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されました。

< 5 > 医療費控除の改正

医療費控除の対象範囲に、介護福祉士による喀痰吸引などと、認定特定行為業務従事者 (一定の研修を受

けた介護職員など) による特定行為に対する費用の自己負担分が加えられました。

※ 東日本大震災の被災者等に対する税制上の措置について

「東日本大震災により被害を受けられた方へ」や「東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ」、「東日本大震災に関する税制上の追加措置につい

て (所得税関係) (国税庁ホームページに掲載しています。) をご覧ください。



※ その他

- 年金所得者の申告手続きの簡素化 (昨年度から適用) その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年分の公的年金などに対する雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出する必要がなくなりました。
- * 1 : この場合でも、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

- * 2 : 公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下で所得税の確定申告書の提出が必要ない場合でも、医療費控除などを受けようとする人は、市・県民税の申告が必要です。
- ※そのほかの税制改正や国税に関するご相談・ご質問は、上野税務署までお問い合わせください。また市・県民税に関するご相談・ご質問は、市役所課税課市民税係までお問い合わせください。

**申告書をもとに
証明書を発行しています**

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告しないと、借り入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書 (所得証明書・課税証明書) が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。申告は市民生活に欠かせないものですから、申告が必要な人は必ず申告してください。

**要介護・要支援認定を受けている人の
税の障害者控除について**

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない人で、要介護・要支援認定を受けていて一定の条件に該当する 65 歳以上の人は、「障害者控除対象者認定書」により所得税や市・県民税の障害者控除を受けることができます。(ただし、本人とその扶養者の所得税や市・県民税が非課税の場合は該当しません。)

「障害者控除対象者認定書」の交付を受けるためには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】
介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950

■ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、「申告書」が作成できます！



「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

①最高 3,000 円の

電子証明書等特別控除が受けられます。

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Tax で申告期限内に申告する場合は、平成 24 年分の場合、最高 3,000 円の税額控除が受けられます。(過去にこの税額控除を受けた人を除く。)

②添付書類の提出または提示を省略できます。

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで書類の提出または提示を省略できます。(確定申告期限から 3 年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。)

③還付金を早く受け取ることができます。

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。(3 週間程度に短縮)

※ e-Tax を利用するには、インターネット環境に接続されたパソコン、電子証明書(住民基本台帳カード)、IC カードリーダーが必要となります。



《確定申告書用紙の送付について》

昨年の確定申告で、e-Tax を利用して申告した人や、申告会場でパソコンによる電子申告をした人、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出した人については、電子申告の推進とペーパーレス化の促進のため、確定申告書用紙が送付されませんので、ご了承ください。

なお、申告書の送付の有無にかかわらず、確定申告が必要となる人は、お早めに申告していただきますようお願いします。

国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>

【申告書の送付先・問い合わせ】



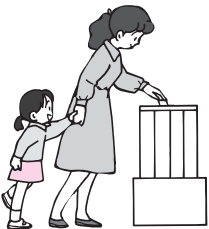
●所得税の確定申告

〒 518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町 1680 番地 上野税務署 ☎ 21-0950
※自動音声案内に従ってください。

●市・県民税の申告

〒 518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地
伊賀市総務部課税課市民税係 ☎ 22-9613 FAX 22-9618

伊賀市議会議員選挙の投票日が 3月24日に決まりました



3月31日の任期満了による伊賀市議会議員選挙を次のとおり行います。
投票についてなど詳しくは広報いが市3月1日号でお知らせします。

◆投票日 3月24日(日) ◆告示日 3月17日(日)

立候補書類届出会場：大山田農村環境改善センター
受付時間：午前8時30分～午後5時

【立候補予定者説明会】

- ◆とき 1月30日(水) 午後2時～(受付：午後1時30分～)
- ◆ところ 県伊賀庁舎 7階大会議室
- ◆参加 1人の立候補予定者につき2人までの参加とします。

【問い合わせ】 選挙管理委員会事務局 ☎ 22-9601 FAX 24-2440

